

佐賀県 TPP 対策本部設置要綱

第1 目的

「環太平洋パートナーシップ（TPP）協定」が大筋合意（平成27年10月5日）されたことを受け、国の対応などに関する情報収集、各分野における効果・影響を分析するとともに、国への提言など必要な対策等を検討するため、佐賀県 TPP 対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

第2 検討事項

- 1 国及び関係機関の対応等の情報収集に関すること。
- 2 本県への効果・影響並びに、それを踏まえた国への提言及び県の対応に関すること。
- 3 その他必要な事項

第3 対策本部

- 1 対策本部は、別表1に掲げる者をもって構成する。
- 2 対策本部は、必要に応じその都度開催する。
- 3 対策本部の本部長には、知事があたるものとする。なお、知事が出席できないときは、副知事がその職務を代理するものとする。

第4 幹事会

対策本部には、幹事会を置くものとする。

第5 関係者の出席

対策本部には、その他関係者の出席を求めることができるものとする。

第6 事務局

対策本部の事務局は、農林水産商工本部企画・経営グループに置く。

第7 その他

この要綱に定めるもののほか、対策本部の運営に関する事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年10月6日から施行する。

別表1 対策本部の組織体制

役割	担当者	役割
本部長	知事	全体総括、会議開催の決定
副本部長	両副知事	本部長の補佐
本部員	各本部長・部長、教育長、警察本部長、危機管理・報道監、最高情報統括監、医療統括監、企業立地統括監、農林水産商工本部理事、会計管理者、総括政策監	各本部（部）、教育庁等とりまとめ
事務局	農林水産商工本部企画・経営グループ	会議の開催案内など事務的とりまとめ